平成２４年（フ）第６７２号
横浜市旭区若葉台１丁目８番1007号
債務者　高實子路也
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９３号
横浜市南区大岡３丁目５番20号　メゾン大岡201号
債務者　桑山　二郎
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６９４号
横浜市南区大岡３丁目５番20号　メゾン大岡201号
債務者　永瀬　桂子（旧姓桑山）
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７０９号
横浜市金沢区富岡東１丁目７番14号　アオトハウス206
債務者　高橋　邦彦
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７３３号
横浜市瀬谷区三ツ境102番地14　エクセルアイキ305号
債務者　秋川　真泰
1　決定年月日時　平成24年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始中更正

平成２３年（フ）第１８０５９号
栃木県那須郡那須町大字湯本205―212
破産者　増渕　　進
1　主文　当裁判所が平成24年３月19日になした破産手続開始決定中、破産者の住所につき「栃木県那須塩原市四区町1528―２」とあるのを「栃木県那須郡那須町大字湯本205―212」と更正する。
2　決定年月日　平成24年４月10日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第９３３号
千葉県松戸市常盤平陣屋前11番地の16　八柱タウンハイツＢ―５号
破産者　合田　晃二
1　決定年月日　平成24年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第３２１号
茨城県土浦市天川２丁目31番４号
破産者　株式会社本田塗装工業
1　決定年月日　平成24年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第１５８号
岐阜県多治見市新富町１丁目13番地、従前の住所岐阜県多治見市星ケ台２丁目107番地の１
破産者　太田　祐輔
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１６４１号
名古屋市天白区野並２丁目302番地
破産者　有限会社大浦電設
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１６７号
名古屋市千種区京命１丁目１番19号
破産者　株式会社アロ
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４７４５号
大阪市住之江区南港東４丁目６番９号
破産者　倉橋運輸作業株式会社
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４６２号
神戸市中央区筒井町３丁目17番９号
破産者　有限会社ヘアースタジオ・イチマルナナ
1　決定年月日　平成24年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３２号
福島県郡山市安積町長久保２丁目３番地の８
破産者　有限会社カーライト福島サービス
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２７６号
群馬県太田市東長岡町42番地１
破産者　株式会社匠
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第６８０号
岐阜市江口１丁目５―７、住民票上の住所岐阜市如月町１丁目９番地
破産者　三ツ山昌之
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１８５８号
京都市南区久世大藪町147番地16
破産者　株式会社ワイズプランニング
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６９号
香川県綾歌郡綾川町小野甲310番地１
破産者　有限会社西村養鶏場
1　決定年月日　平成24年４月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第３３４号
長野県安曇野市三郷明盛2348番地４
破産者　松井　三良
1　破産債権の届出期間　平成24年５月14日まで
2　一般調査期日　平成24年７月13日午前10時30分
平成24年４月13日　長野地方裁判所松本支部